



軽自動車税に係る督促状の誤送付について

令和6年度分の軽自動車税（種別割）について、減免等の申請書を提出され、減免又は課税免除となっている方（12名・2社）に対し、事務処理の誤りにより督促状を送付していたことが判明したものです。

関係者の皆様には、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

なお、この督促状により納付された方は無いことを確認済みです。（7月1日現在）

※軽自動車税（種別割）：軽自動車、原付等の主たる定置場所在の市町村において、所有者に課税される税金（賦課期日：毎年4月1日）

■対象者

(1) 減免（障がいがある方が所有するもののうち、一定の要件を満たす車両等）

12名（1件×12名 計12件）

※R6申請数：394名・423件

(2) 課税免除（販売用で使用しないもののうち、一定の要件を満たす中古車両等）

2社（1件×1社、15件×1社 計16件）

※R6申請数：2社・16件

■経緯

- ・6月25日（火）に12名・2社へ督促状を送付
- ・27日（木）に問合せがあり、調査の結果、他の11名が判明（減免）
- ・28日（金）に問合せがあり、調査の結果、他の1社が判明（課税免除）

■原因

税総合システムへの入力（調定額を0円）が漏れていたことによるものです。

■対応・再発防止策等

対象者に事情をご説明し、督促状は破棄していただくようお願いをしています。

（2件を除き、連絡済み）

今後は、チェック体制の強化等、事務処理の見直しを行い、再発防止に努めます。

問合せ	総務部税務課 担当：田中（たなか）、中川（なかがわ） 052-603-2211、0562-33-1111（内線110、112）
-----	---